

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年七月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年七月三十日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 昌 行

一 道路の種類 県道

二 路線名 鯨井狭山線

三 道路の区域

新	旧	旧新別
狭山市柏原字北本宿二四九三番 二地先から同市柏原字北本宿一 一二八番五地先まで		区 間
七・六〇〇 一五・一一	七・四六〇 一一・七五	敷地の幅員 (メートル)
一四六・一二		延長 (メートル)
交差点改良工事による。		備 考